

年間使用券購入者 各位
(庭球場、柔道場、剣道場、弓道場)

須坂市長 三木 正夫
(公印省略)

年間使用料のうちコロナ休止分を 月割還付します (年度末一括予定)

標題の件につきまして、施設の使用に当たり、あらかじめ年間使用料を納入いただいたところですが、新型コロナウイルス感染症防止のため施設の使用を休止したことに伴い、休止期間分の使用料を月割で還付します。

使用料の還付に当たっては、金融機関口座への振り込みとさせていただきます。
つきましては、下記により振込先口座をご指定のうえご報告をお願いします。

記

1. 報告方法 **「体育施設年間使用料 月割還付口座指定報告書」にご記入の上、下記窓口へ提出願います。**
(用紙は窓口で配布しているほか、須坂市ホームページからダウンロードすることもできます。)
2. 報告書提出先 (1) 臥竜公園庭球場
(2) 市民体育館
(3) 文化スポーツ課 スポーツ振興係 (創造の家内)
3. 注意事項 (1) **報告書提出の際、年間使用券をご持参ください。**
(使用者等を確認します)
(2) **今後、再び施設休止の恐れがあるため、令和3年(2021年)3月～4月頃に一括還付する予定です。**

担 当：文化スポーツ課 スポーツ振興係 寺澤 勝志(担当課長)、 <u>岸本 勝利(担当者)</u> 〒382-0028 須坂市臥竜六丁目25番地1号 (須坂市勤労青少年ホーム「創造の家」内) 電 話：026-248-2020 (係専用) F A X：026-248-1981 (") Eメール：bunkasports@city.suzaka.nagano.jp
